

令和8年4月17日（金）

担当：総務課行政係

連絡先 027-226-4526

臨時代理の承認について

（群馬県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について）

1 改正の概要

知事部局知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課所管の「群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の改正に伴い、当該規則について改正するもの。

2 改正内容

- ・ 政府認証基盤の官職証明書に基づく電子署名、地方公共団体組織認証基盤の職責証明に基づく電子署名の規定を追加（第2条）
- ・ 条例改正に伴う規定整備
- ・ 電子納付の規定追加（第3条）
- ・ 部分オンライン手続の規定追加（第3条、第4条）
- ・ 添付書面等の省略の明確化（第7条）
- ・ 条例改正により重複する規定の削除（改正前第3条第5項）
- ・ 処分通知のオンライン受取の意思確認方法を追加
- ・ 公印省略が可能な通知を電子化する場合、電子署名を不要とする旨を明記
- ・ その他不要となった部分の削除や文言整理

3 施行期日

令和8年4月1日

令和8年4月17日（金）

担当：総務課行政係

連絡先 027-226-4526

群馬県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

知事部局知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課所管の「群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の改正に伴い、当該規則について改正するもの。

2 改正内容

- ・ 政府認証基盤の官職証明書に基づく電子署名、地方公共団体組織認証基盤の職責証明に基づく電子署名の規定を追加（第2条）
- ・ 条例改正に伴う規定整備
- ・ 電子納付の規定追加（第3条）
- ・ 部分オンライン手続の規定追加（第3条、第4条）
- ・ 添付書面等の省略の明確化（第7条）
- ・ 条例改正により重複する規定の削除（改正前第3条第5項）
- ・ 処分通知のオンライン受取の意思確認方法を追加
- ・ 公印省略が可能な通知を電子化する場合、電子署名を不要とする旨を明記
- ・ その他不要となった部分の削除や文言整理

3 施行期日

令和8年4月1日